

# 第61回定時株主総会及び普通株主様による 種類株主総会招集ご通知添付書類

## 第 6 1 期 事 業 年 度

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告  
監 査 役 会 の 監 査 報 告

株式会社 アプラスフィナンシャル

# 事業報告

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気は緩やかな回復基調をたどりましたが、個人消費の伸び悩みや輸出・生産などの回復の遅れに加え、米国の政策金利引き上げや、原油価格の下落、中国をはじめとする新興国・資源国経済の下振れなどにより、先行きの不透明感が強まってまいりました。

当業界におきましては、決済手段の多様化を背景にカード市場や決済市場の拡大が続き、事業環境は概ね良好に推移いたしました。一方で、新車販売台数が低調に推移するなど個人消費が伸び悩み、また、過払利息に係る返還請求が高い水準にとどまるなど、依然として懸念材料が残りました。

このような中、当社グループは中期経営計画の最終年度を迎え、目標達成に向けてこれまでの取り組みを加速するとともに、平成28年度を初年度とする次期中期経営計画を公表し、今後の当社グループの目指すべき方向を明確にいたしました。また、平成28年10月6日に創業60周年を迎えるにあたり、周年記念期間中のお客さま、お取引先さまをはじめとする皆さまとのコミュニケーションパートナーとして、60周年記念マスコットキャラクターを制定いたしました。

当連結会計年度における具体的な取り組みとしましては、海外専用の「海外プリペイドカード G A I C A (ガイカ)」の発行開始や、トーンモバイル株式会社が提供するスマートフォンサービス「TONE」のお客さまを対象としたクレジット機能付きTカード「Tカード プラス (TONE×TSUTAYA発行)」の発行開始、Tポイントが貯まる目的ローン「アプラスマイカーローン」の取扱開始など、新たな取り組みを加速してまいりました。既存の事業では、「Tポイント付きショッピングクレジット」や、家賃回収をサポートする「家賃サービス」、WEB経由でショッピングクレジットをお申し込みいただける「アプラスeオーダー」などの推進により事業基盤の強化に努めたほか、リボ残高の積み上げや、住宅関連の諸費用等を資金使途とするローン商品「マイホームプラン」の残高を伸ばし、収益の底上げを図ってまいりました。

また、平成27年10月5日公表の「自己株式 (G種優先株式) の取得および消却に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社が発行するG種優先株式の一部について、金銭を対価として取得 (強制償還) し、これを消却いたしました。これは、事業環境が好転する中、当社グループの業績の安定や自己資本の十分な積み上がりなどを踏まえて実施したもので、今後につきましても、これらの状況を慎重に見極めた上で、残存するその他の優先株式の処理を柔軟に進めていくこととしております。

当連結会計年度の業績につきましては、主力のカード事業、ショッピングクレジット事業及び決済事業の収益が安定的に増加するとともに、ローン事業において住関連商品の残高を伸ばしたことで融資収益も増加

に転じ、営業収益は682億31百万円（前連結会計年度比4.0%増）となりました。営業費用は、過払利息に係る返還請求に備えた利息返還損失引当金を27億円積み増したことや、トップラインの伸長に伴う貸倒引当金繰入額の増加などにより、625億76百万円（同3.6%増）となりました。この結果、営業利益は56億54百万円（同7.8%増）、経常利益は60億3百万円（同17.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は53億4百万円（同29.9%増）となりました。

なお、期末配当につきましては、内部留保による財務基盤の強化を図るとともに、将来の優先株式の処理に備えた自己資本の充実を図るため、誠に遺憾ながら、すべての種類の株式について無配とさせていただきたく、株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 事業別の概況

### 【ショッピングクレジット事業】

ショッピングクレジット事業におきましては、お客さまがWEB経由でショッピングクレジットをお申し込みいただける「アプラスeオーダー」の利用可能な加盟店網の拡大や、ショッピングクレジットの利用金額に応じて「Tポイント」が貯まる「Tポイント付きショッピングクレジット」による、お客さまへ直接働きかける仕組みの強化など、宝石・貴金属、自動二輪、運転免許等の一般商材の取扱高を伸ばしてまいりました。また、平成27年6月に鹿児島支店を新たに開設し、約9年ぶりに営業拠点の新規出店を果たしました。

### 【カード事業】

カード事業におきましては、リボ残高の積み上げにより収益を伸ばしたほか、新たな取り組みを加速してまいりました。

平成27年5月、株式会社アプラスが提供する住宅関連の融資商品をご利用またはご利用予定のお客さまを対象に、「空き巣見舞金サービス」を付帯した「Tカード プラス（アプラス発行G）」の発行を開始いたしました。

平成27年7月、新生銀行グループの新規事業として海外専用の「海外プリペイドカード G A I C A（ガイカ）」の発行を開始いたしました。お客さまは、株式会社アプラスが発行する年会費無料の海外プリペイドカードを利用し、事前にチャージした金額の範囲内で「V i s a」、「P L U S」マークの表示のある世界200以上の国と地域のATMから現地通貨を引き出せるほか、海外のV i s a 加盟店にてカードショッピングのご利用が可能となっております。

平成28年2月、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の連結子会社であるトーンモバイル株式会社が提供するスマートフォンサービス「TONE」をご購入されるお客さまを対象に、クレジット機能付きTカード「Tカード プラス（TONE×TSUTAYA発行）」の発行を開始いたしました。

### 【ローン事業】

ローン事業におきましては、ローンカードの残高は減少したものの、お客さまが住宅を購入される際に必要な諸費用等を資金使途とするローン商品「マイホームプラン」などの住関連商品の残高を積み上げたほか、新たな取り組みを加速してまいりました。

平成27年11月、賃貸住宅の入居時の費用等を資金使途とするローン商品「レンタルハウスプラン」の取り扱いを開始いたしました。本商品は、「家賃サービス」や「Tカードプラス（アプラス発行G）」を同時にご利用いただくお客さまは金利の優遇を受けられることが特長となっております。

平成28年3月、自動車購入資金や諸費用・オプション費用等を資金使途とする目的ローン「アプラスマイカーローン」の取り扱いを開始いたしました。本商品は、T会員のお客さまは優遇レートが適用されるほか、T会員特典としてTポイントが付与されることが特長となっております。

### 【決済事業】

決済事業におきましては、賃貸管理会社などの家賃回収をサポートする「家賃サービス」の堅調な伸びなどにより、決済事業の安定的な成長を実現してまいりました。

### 【その他子会社】

岡山県に本社を置く地方大手信販会社である全日信販株式会社におきましては、「Tポイントクレジット」による他社との差別化や、ショッピングクレジットをWEB経由でお申し込みいただけるサービスの拡充などにより、ショッピングクレジット事業の拡大を図ってまいりました。また、効率的な事業運営を目的にグループ内のカード事業集約に取り組み、平成28年度以降、同社が行うカード事業の株式会社アプラスへの集約を進めることを決定いたしました。

サービサー子会社のアルファ債権回収株式会社におきましては、地域金融機関からの個人ローンの初期延滞債権の管理・回収業務の受託を戦略の柱に据え、公的機関との取引や提携先の拡大に努めてまいりました。

### 【セグメント別取扱高】

セグメント	取扱高(百万円)	前連結会計年度比(%)
ショッピングクレジット事業	278,069	98.3
カード事業	602,205	96.8
ローン事業	54,493	191.9
決済事業	1,319,439	102.9
その他子会社	92,248	98.9
合計	2,346,456	101.7

(注) 「ショッピングクレジット事業」は個別信用購入あつせん業務及び信用保証業務、「カード事業」は包括信用購入あつせん業務及びクレジットカードを手段とした融資業務、「ローン事業」は融資業務、「決済事業」は集金代行業務、「その他子会社」は全日信販株式会社をはじめとするその他の子会社業務であります。

(3) 資金調達などについての状況

① 資金調達

当社は、平成27年6月19日に第3回無担保社債を発行し、100億円の資金調達を行いました。

② 設備投資

当社グループは、一部の基幹システムの更新に係る投資等を順次推進しております。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当社子会社のローン事業（個人向け無担保カードローン）の一部を譲渡いたしました。

④ 他の会社の事業の譲受け

該当する重要な事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当する重要な事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当する重要な事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	平成25年3月期 第58期	平成26年3月期 第59期	平成27年3月期 第60期	平成28年3月期 第61期 (当連結会計年度)
取 扱 高(百万円)	2,232,406	2,255,124	2,307,225	2,346,456
営 業 収 益(百万円)	63,290	63,076	65,631	68,231
経 常 利 益(百万円)	9,086	5,481	5,095	6,003
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	8,566	5,588	4,084	5,304
1株当たり当期純利益(円)	5.62	3.67	2.68	3.48
純 資 産(百万円)	92,509	96,310	102,702	96,455
総 資 産(百万円)	1,062,916	919,420	896,862	983,787

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

##### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成25年3月期 第58期	平成26年3月期 第59期	平成27年3月期 第60期	平成28年3月期 第61期 (当事業年度)
取 扱 高(百万円)	—	—	—	—
営 業 収 益(百万円)	5,478	7,743	5,781	4,313
経 常 利 益(百万円)	4,617	7,166	5,268	3,665
当 期 純 利 益(百万円)	4,603	7,169	6,240	3,660
1株当たり当期純利益(円)	3.02	4.70	4.09	2.40
純 資 産(百万円)	77,379	84,548	90,789	84,329
総 資 産(百万円)	158,418	167,632	141,678	136,825

(注) 第61期(当連結会計年度)につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念の実現を確かなものとするため、現在の事業環境を踏まえて「アプラスグループ中期経営計画（平成28年度～平成30年度）」を策定し、この計画を達成することを重点課題として取り組んでおります。

「アプラスグループ経営理念」及び「アプラスグループ中期経営計画（平成28年度～平成30年度）」は以下のとおりであります。

### 「アプラスグループ経営理念」

お客さま、投資家の皆様、従業員などの全てのステークホルダーの多様な期待に応え、社会に貢献します。

お客さまと提携先、メーカーとの結節点として、付加価値の高い金融サービスを提供することにより、お客さまの豊かさづくりと、夢のある社会生活の創造に貢献します。

自己変革とスピーディーな行動で、新たな変化に挑戦し続け、持続的な成長を続けます。

### 「アプラスグループ中期経営計画（平成28年度～平成30年度）」

#### 中長期ビジョン

「グループの融合により革新的金融サービスを提供し、リーンなオペレーションと卓越した生産性・効率性を実現する」

#### 基本方針

あらゆる面で業界唯一のパフォーマンスを示して、企業価値を拡大

#### 中期経営計画骨子

- ①「より高い収益体質を追求して、成長を加速」
  - －顧客利便性、収益性、効率性を重視した、ショッピングクレジット、カード事業の展開
  - －Tポイント機能を活用した顧客基盤の一層の拡充
  - －ECマーケットを主体とした決済ソリューションの提供
  - －住関連マーケットにおける金融ニーズへのきめ細かな対応
  - －新生銀行グループ一体となった営業連携、新規事業の推進
- ②「成長を支えるバックアップ体制の高度化」
  - －オペレーション体制
    - ・マルチスキル促進による、より高い品質かつ効率的なオペレーション体制の実現
  - －リスク管理体制
    - ・コーリングセンター、管理サポートセンターの改革
  - －IT体制
    - ・次期システム開発でIT環境を高度化
  - －コンプライアンス、人事
    - ・コンプライアンスを重視する健全な事業運営
    - ・女性の活躍促進と人材多様性による組織力の強化

(6) 企業集団の主要な事業セグメント<平成28年3月31日現在>

- ① ショッピングクレジット事業 百貨店・量販店・小売店等における都  
度契約によるあっせん取引
- ② カード事業 クレジットカードによるあっせん取  
引・カードキャッシング
- ③ ローン事業 個人ローン
- ④ 決済事業 オートネットサービス（集金代行業務）

(7) 企業集団の主要拠点等<平成28年3月31日現在>

① 当社の主要な営業所

本店	大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
東京本部	東京都千代田区外神田三丁目12番8号

(注) 当社は、平成27年8月10日に東京本部を東京都新宿区から移転いたしました。

② 重要な子会社

株式会社アプラス	大阪市浪速区
株式会社アプラスパーソナルローン	大阪府吹田市
全日信販株式会社	岡山市北区
アルファ債権回収株式会社	東京都新宿区

(8) 企業集団の使用人の状況<平成28年3月31日現在>

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,427 (694) 名	44名増 (63名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、嘱託及び臨時雇人は( )内に平均雇用人員数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	1名減	41.1歳	19.1年

(注) 嘱託及び臨時雇人はおりません。



(9) 重要な親会社及び子会社の状況<平成28年3月31日現在>

① 親会社の状況

会社名	議決権比率〔被所有割合〕
新生フィナンシャル株式会社	被所有 91.80 %
株式会社新生銀行	被所有 95.05 (91.80)

- (注) 1. 議決権比率の( )内は、間接被所有割合で内数であります。  
2. 株式会社新生銀行は、新生フィナンシャル株式会社の発行済普通株式数の100%を保有する親会社であります。  
3. 株式会社新生銀行の上記議決権比率のうち直接保有割合(3.25%)は、平成27年3月期に係る配当がなかったため、第一回B種優先株式、D種優先株式、G種優先株式及びH種優先株式に対して、定款規定により議決権が発生したものであります。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アプラス	15,000 百万円	100.00 %	信販業
株式会社アプラスパーソナルローン	1,000	100.00	消費者金融業
全日信販株式会社	1,000	100.00	信販業
アルファ債権回収株式会社	500	100.00	債権管理回収業

- (注) 当連結会計年度末における連結対象子会社は株式会社アプラス等を含め6社あります。

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
株式会社アプラス	大阪市浪速区湊町一丁目2番3号	47,047 百万円	136,825 百万円

(10) 企業集団の主な借入先の状況<平成28年3月31日現在>

借入先	借入金残高
株式会社新生銀行	95,366 百万円
株式会社あおぞら銀行	10,551
株式会社みずほ銀行	8,000
三井住友信託銀行株式会社	7,836
株式会社三井住友銀行	7,500

## 2. 会社の株式に関する事項<平成28年3月31日現在>

(1) 発行可能株式総数 3,970,250,000株

(2) 発行可能種類株式総数

普通株式	3,914,000,000株
B種優先株式	2,500,000株
D種優先株式	8,500,000株
G種優先株式	13,000,000株
H種優先株式	32,250,000株

(3) 発行済株式の総数

普通株式	1,524,206,464株
(自己株式 4,688株を除く。)	
B種優先株式	2,500,000株
D種優先株式	8,500,000株
G種優先株式	8,000,000株
H種優先株式	32,250,000株

(注) 平成27年10月5日付の取締役会決議に基づき、平成27年11月11日付でG種優先株式5,000,000株を取得し、同日付で当該株式を消却いたしました。

(4) 株主数

普通株式	10,514名
B種優先株式	1名
D種優先株式	1名
G種優先株式	1名
H種優先株式	1名

(5) 単元株式数 100株

### (6) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新生フィナンシャル株式会社	普通株式 1,446,267 千株	91.79 %
株式会社新生銀行	B種優先株式 2,500 D種優先株式 8,500 G種優先株式 8,000 H種優先株式 32,250 合計 51,250	3.25
小手川 隆	普通株式 2,493	0.15
株式会社エクシブ	普通株式 2,287	0.14
松井証券株式会社	普通株式 2,104	0.13
株式会社エクシブネット	普通株式 1,897	0.12
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	普通株式 1,659	0.10
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 1,518	0.09
T I S 株式会社	普通株式 1,449	0.09
株式会社 A e x	普通株式 1,206	0.07

(注) 持株比率は自己株式（普通株式4,688株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
野口郷司	代表取締役社長	最高経営責任者 (CEO) (監査部 管掌) グループ経営	株式会社アプラス代表取締役社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役社長 全日信販株式会社代表取締役会長兼社長 アルファ債権回収株式会社取締役会長 株式会社アプラスインベストメント代表取締役社長
渡邊昌治	代表取締役副社長	(人事部・コンプライアンス 統括部・総務部 管掌) グループ人事 グループ管理	株式会社アプラス代表取締役副社長 株式会社アプラスパーソナルローン代表取締役副社長
奥田正一	取締役	グループ事業	株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 アルファ債権回収株式会社取締役 メイプル保険サービス株式会社代表取締役社長
山下雅史	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行常務執行役員個人部門長 新生フィナンシャル株式会社取締役
清水哲朗	取締役		株式会社アプラス取締役 株式会社アプラスパーソナルローン取締役 株式会社新生銀行執行役員個人営業本部長
内川治哉	取締役		弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士
長谷川聡一郎	常勤監査役		株式会社アプラス監査役
竹内晃	常勤監査役		株式会社アプラス監査役 株式会社アプラスパーソナルローン監査役 株式会社アプラスインベストメント監査役
中村純也	監査役		株式会社アプラス監査役 株式会社新生銀行個人部門個人企画本部グループ業務部長 新生フィナンシャル株式会社取締役 新生プロバティファイナンス株式会社取締役

- (注) 1. 取締役内川治哉氏は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役長谷川聡一郎氏、竹内晃氏及び監査役中村純也氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、社外取締役である内川治哉氏を指定して同取引所へ届け出ております。  
 4. 平成27年6月25日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、サンジープグタ氏は取締役を、宇都宮加城氏は監査役をそれぞれ任期満了により退任しております。  
 5. 上記「グループ」とは、株式会社アプラスフィナンシャル、株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンを指します。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報 酬 等 の 総 額 ( 基 本 報 酬 )
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	11百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	2名 (2名)	33百万円 (33百万円)
合 計 (うち社外役員合計)	6名 (3名)	44百万円 (37百万円)

- (注) 1. 当事業年度の年度末時点での在任は、取締役6名及び監査役3名であります。これらのうち、報酬等支給人数は、取締役4名及び監査役2名であります。
2. 常勤の社内取締役3名は、当社子会社である株式会社アプラス及びその他子会社の取締役または執行役員を兼務しており、上記以外に株式会社アプラスより、執行役員としての固定報酬及び賞与59百万円が支給されております。株式会社アプラス以外の子会社からの報酬等の支給、及びストックオプションはありません。
3. 当社は、平成25年3月31日をもって役員退職慰労金制度を廃止しており、報酬等の総額には、役員退職慰労引当金繰入額は含まれておりません。平成28年3月31日現在の役員退職慰労引当金の残高は48百万円であり、過年度の事業報告において、役員退職慰労引当金繰入額として開示しております。
4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額150百万円であります。  
(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)
5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。  
(平成18年6月29日開催の第51回定時株主総会決議)

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

氏 名	地 位	兼職する法人等	兼 職 の 内 容
内 川 治 哉	取 締 役	弁護士法人御堂筋法律事務所	パートナー弁護士
長谷川 聡一郎	常勤監査役	株 式 会 社 ア プ ラ ス	監査役
竹 内 晃	常勤監査役	株 式 会 社 ア プ ラ ス 株式会社アプラスパーソナルローン 株式会社アプラスインベストメント	監査役 監査役 監査役
中 村 純 也	監 査 役	株 式 会 社 ア プ ラ ス 株 式 会 社 新 生 銀 行 新生フィナンシャル株式会社 新生プロバティファイナンス株式会社	監査役 個人部門個人企画本部グループ業務部長 取締役 取締役

- (注) 1. 株式会社アプラス及び株式会社アプラスパーソナルローンは当社の子会社であり、株式会社アプラスインベストメントは株式会社アプラスの子会社であります。
2. 新生フィナンシャル株式会社は当社の親会社であります。
3. 株式会社新生銀行は新生フィナンシャル株式会社の親会社であり、新生プロバティファイナンス株式会社はその子会社であります。

② 社外役員の主な活動状況  
取締役会等への出席状況及び発言状況

氏名	地位	主な活動状況
内川 治哉	取締役	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開催された当社取締役会19回のうち17回に出席し、弁護士の観点から、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
長谷川 聡一郎	常勤監査役	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開催された当社取締役会19回のうち19回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会17回のうち17回に出席し、常勤監査役として金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
竹内 晃	常勤監査役	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開催された当社取締役会19回のうち19回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会17回のうち17回に出席し、常勤監査役として金融機関業務の経験に基づき、議案審議等に適切な発言・提言を行っております。
中村 純也	監査役	平成27年6月25日就任以降、平成28年3月31日までに開催された当社取締役会14回のうち14回に出席し、また、同期間に開催された当社監査役会12回のうち11回に出席し、監査役経験者としての専門的見地から、適切な発言・提言を行っております。

(注) 独立役員の確保状況について、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、当社は、外観的に一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、社外取締役である内川治哉氏を指定して同取引所へ届け出ております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役内川治哉氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

内川治哉氏が当社の社外取締役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額をもって損害賠償責任の限度とする。

④ 社外役員の報酬等の総額及び当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額	当社の親会社又は当社の親会社の子会社からの役員報酬等
社外取締役	1名	4百万円	一百万円
社外監査役	2名	33百万円	一百万円
社外役員計	3名	37百万円	一百万円

(注) 当事業年度の年度末時点の在任は、社外取締役1名及び社外監査役3名であります。これらのうち、無報酬の社外監査役1名が在任しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	111百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうち会計監査人設置会社につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当社監査役会は、会計監査人から提出のあった当該年度会計監査計画及び昨年度の報酬実績等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、合理性・相当性あるものと認め、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である債権流動化及び金銭の信託に係るコンフォート業務を委託し対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、会計監査人の解任又は不再任を目的とする株主総会議案の内容を決定します。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### ①業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行うにあたっての基本方針として「内部統制規程」を制定いたしました。

平成20年10月31日開催の取締役会において、コンプライアンスの推進、財務報告の信頼性を確保するための体制、及び反社会的勢力排除に向けた体制等を加え、同規程を一部改正し、平成22年3月30日開催の取締役会において、事業持株会社体制への移行に即した一部改正を行いました。さらに平成27年4月28日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則改正に伴い、同規程の一部改正を行いました。

以上の内部統制の体制整備に加え、当社グループでは大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制確保のため、平成24年4月に、株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定いたしました。

「内部統制規程」、「大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制」及び「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」は次のとおりであります。

#### ■「内部統制規程」（抜粋）

##### 第1条 （目的）

本規程は、取締役会および監査役が、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項、ならびに金融商品取引法に基づき、適切な内部統制システムを整備すること、もって、本システムを利用して、取締役の職務の執行が効率的に行われ、かつ監査役の監査が実効的に行われること、また、取締役および従業員（執行役員を含む。以下同じ。）が法令および定款を遵守してその職務を執行し、会社の業務の適正が確保されることを目的とする。

##### 第2条 （取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合するための体制）

取締役および従業員は、その職務の執行にあたっては、別に定める「倫理綱領」ならびに「行動規範」を遵守するものとする。

2. 当社は、コンプライアンスの遵守のために、「コンプライアンス規程」を定め、法務およびコンプライアンス専任部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、全社的なコンプライアンスの推進を行うとともに、「コンプライアンス委員会」に



- において、その推進状況ならびに遵守状況を監視するものとする。
3. 「コンプライアンス委員会」の運営に関しては、別に定める規程によるものとする。
  4. 当社は、各部署において「コンプライアンス管理者」を任命し、コンプライアンスの徹底を図るものとする。

### 第3条 (取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理)

取締役は、職務執行に係る情報を、その情報の保存媒体に並び、漏洩等のないよう十分な注意をもって、保存および管理するものとする。

2. 取締役会または監査役が要求した場合は、取締役は、前項の情報を提示しなければならない。
3. その他、取締役および従業員の職務執行に係る情報の管理については、別途定める「個人情報保護規程」および「情報セキュリティ規程」によるものとする。

### 第4条 (損失の危険の管理に関する規程および体制)

信用リスクについては、「クレジットポリシー」、その他別に定める規程に基づき、主管する部署が予見されるリスクを分析・評価し、適切な対応を行うものとする。

2. 市場リスク、オペレーショナルリスク、リーガルリスク、災害等、その他のリスク管理体制は、それぞれの対応部署にて別に定める各諸規程類によるものとする。
3. 監査部は部署毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させるものとする。

### 第5条 (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、取締役の職務の分担、業務分掌、権限委譲ならびに経営資源の配分等の検証を通じて、業務の効率性を確保する。これらの体制に関する事項は、別に定める「取締役会規則」のほか「職制規程」、「業務分掌ならびに決裁権限規程」によるものとする。

### 第6条 (財務報告の信頼性を確保するための体制)

当社は、アプラスグループが財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書を有効かつ適正に作成し提出するため、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

第7条 (企業集団における業務の適正を確保するための体制)

当社は、当社グループならびに新生銀行グループ全体のリスク管理体制やコンプライアンス体制と整合性を持った業務運営を確保すべく、別に定める主管部署が各グループ各社の経営全般の管理または指導を行うものとする。

2. 当社は当社子会社の取締役および従業員の職務執行に係る事項の報告に関しては、別に定める「子会社・関連会社管理規程」および「業務分掌ならびに決裁権限規程」に基づき行うものとする。
3. 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保することに関しては、子会社の自主性を尊重するため子会社の取締役会等で協議するものとし、業務の内容に応じて当社と事前協議を行うものとする。
4. 当社は、当社子会社の損失の危険の管理に関しては、それぞれの対応部署にて別に定める各諸規程類によって管理するものとし、「内部監査規程」により子会社毎のリスク管理の運用状況を監査し、その結果をリスク管理体制へ反映させるものとする。
5. 当社子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することの確保に関しては、子会社の規模その他に応じて監査役を設置するとともに、当社または子会社におけるコンプライアンス関連の規程等により、コンプライアンス遵守状況の監視および徹底を図るものとする。

第8条 (監査役の職務を補助すべき使用人)

監査役は、監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するために、その職務を補助するための使用人（以下「補助使用人という」）を置くことができる。

第9条 (補助使用人の独立性)

補助使用人の人事異動・人事考課・賞罰等に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

第10条 (監査役への報告に関する体制)

監査役は、監査役会の付属機関である業務監査委員会等において、取締役、従業員および子会社の取締役等より職務の執行状況について報告を受ける。

2. 上記に関わらず、取締役、従業員および子会社の取締役等は当社および当社子会社の業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。

3. 当社および当社子会社における監査役への内部通報制度、ならびに同制度の通報状況および対応状況の監査役への適切な報告体制については、「コンプライアンスホットライン制度に関する規程」によるものとする。
4. 取締役、従業員および子会社の取締役等は、監査役の職務の執行に対して協力し、それを妨げるような行為をしてはならない。
5. 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをする等をしてはならない。

第11条 (監査役) (監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

監査役は、その職務の執行のために、必要に応じ会社の費用において社外の弁護士等の専門家を利用すること等ができる。

2. 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針については、第1項で生ずる費用の前払または償還の手続・処理に関して、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。
3. 監査役会は、「業務監査委員会規程」に定める事項を遵守し、監査役は経営執行に関する情報の連携を行う。
4. 監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。

第12条 (統制環境・活動)

取締役会は、内部統制システムの整備・運用にあたり適切な機関および組織を構築し、これらの権限および職責を明確にすることにより内部統制環境を整備する。

2. 取締役会は、内部統制システムの実効性を図るために「業務分掌ならびに決裁権限規程」等により、取締役会の指示・命令が適切に実行される業務手続を整備する。

第13条 (反社会的勢力排除に向けた体制)

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

2. 反社会的勢力による被害を防止するための体制について、「倫理綱領」その他別に定める規程等をもって整備するものとする。

第14条 (遵守)

取締役および従業員は、本規程および本規程に従い制定される各諸規程類を遵守する。

2. 第1項の違反のある場合、またはおそれがあると合理的に思われる場合、各人は、その職業上義務がない場合でも、監査役会または社内および社外に設置した通報窓口に対して、その

旨を通知することができる。この通知をした者は、通知をしたことによって、就業条件その他に関して一切の不利益を受けないものとする。

#### ■大規模な災害等が生じた場合の業務継続体制

当社グループでは、大規模な災害、事故その他の当社グループ事業活動に対する中断事由が生じた場合に、重要業務を継続し、以て顧客及び社会に対する責務を最大限円滑に遂行する体制確保のため、主たる重要業務を遂行する株式会社アプラスにおいて「業務継続体制管理規程」を制定しております。

同規程に基づき、災害時等における業務継続の体制、手順、権限、責任及びそれらの発動基準等の明確化のため、想定される発生事象ごとの「業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）」の策定を推進し、また、これを実行するための課題・条件の識別と役職員の理解の常時確保のため、教育及び定期的な訓練を行うものとしております。

業務継続計画の整備状況や訓練等から識別した課題等については、株式会社アプラス経営会議に報告する体制としております。

#### ■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループでは、「倫理綱領」において「反社会的勢力による被害防止」について定め、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するための基本方針として、次のとおり宣言しております。

ア 私たちは、反社会的勢力との関係を一切持ちません。

イ 私たちは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

ウ 私たちは、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

エ 私たちは、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。

オ 私たちは、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

反社会的勢力への対応については、「倫理綱領」における「反社会的勢力による被害防止」宣言に基づき、「反社会的勢力による被害防止に関する規程」を定めることにより、具体的な事案が発生した場合の対応・報告の基準を示しております。

## ②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制規程」に基づき、倫理綱領、行動規範などの社内諸規程の整備を行い法令遵守やリスク管理のための社内体制の整備に取り組んでおります。また、コンプライアンス体制を充実させるため、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部を設置するとともに複数の顧問弁護士と連携し、当社グループのあらゆる事象に対して法令遵守の観点からチェックを行い、またコンプライアンスに関するマニュアルを制定し、グループ社員への教育及び啓蒙を徹底しております。従業員のコンプライアンス問題については、コンプライアンスホットライン制度により、グループ全体の通報状況、対応状況を把握しております。

取締役会は毎月1回定期的に、また必要に応じて開催されており、法令や定款等に定める事項の決議や業務執行報告がなされております。取締役会議事録等の取締役の職務に関する情報は、機密文書管理の規定に基づき、特定の範囲以外の者に対して厳重に機密を保持しております。

当社グループは、業務運営に係るリスクとその管理部署を明確にし、各リスクの管理規程を制定する等、リスク管理を恒常的に行う体制の整備及びその円滑な運営等に努めております。

グループ各社の業務執行状況については、関連規程によりグループ各社の主管部署を定めるとともに、連携の窓口を定めることにより、事案の内容について適時適切に協議がなされ、必要に応じて当社取締役会及び監査役へ報告がなされております。

監査役は、毎月1回定期的に、また必要に応じて開催される取締役会に出席し、取締役による業務執行の意思決定などが適正になされているか監査を行っております。また、その他重要な会議等への出席や、取締役及び使用人等との会合での意見交換による意思疎通を図り、監査役の監査の実効性を確保しております。

反社会的勢力排除については、「オペレーショナル・リスク事件事故報告ガイドライン」において反社会的勢力との取引が発覚した場合の経営責任者への即時報告、月次での反社会的勢力排除のための取組みに係る経営責任者への報告について、取締役会及びコンプライアンス委員会にて報告することを規定しております。個別取引与信、取引先取引与信等は、反社会的勢力への対応強化及び排除のため、外部機関との提携を進め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することとしております。反社会的勢力との取引・関与、不当要求行為を受けた場合の具体的な手順及び心得等は、「反社会的勢力への対応マニュアル」等各種マニュアルを整備し、排除のための取組み実施にあたり、適正な業務運営を確保するとともに、反社会的勢力排除に向けた対応の周知徹底を図っております。個別事案に関しては、必要に応じ、警察・顧問弁護士とも連携し、毅然とした対応をとっております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務状況及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数及び議決権等の比率は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>960,820</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>762,876</b>
現金及び預金	128,917	支払手形及び買掛金	14,283
割賦売掛金	483,075	信用保証買掛金	223,083
信用保証割賦売掛金	223,083	短期借入金	126,400
繰延税金資産	4,740	1年以内返済予定の長期借入金	31,884
金銭の信託	124,494	短期社債	112,400
その他	27,256	未払法人税等	558
貸倒引当金	△30,746	賞与引当金	1,317
<b>固 定 資 産</b>	<b>22,911</b>	預り金	83,200
有形固定資産	6,285	債権流動化預り金	130,182
建物及び構築物	1,716	割賦利益繰延	32,623
土地	3,178	その他	6,942
その他	1,389	<b>固 定 負 債</b>	<b>124,455</b>
無形固定資産	10,706	社債	20,000
ソフトウェア	10,706	長期借入金	53,797
その他	0	繰延税金負債	95
投資その他の資産	5,919	退職給付に係る負債	1,251
投資有価証券	193	利息返還損失引当金	9,101
退職給付に係る資産	2,394	その他	40,209
その他	3,331	<b>負 債 合 計</b>	<b>887,331</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>55</b>	純 資 産 の 部	
社債発行費	55	<b>株 主 資 本</b>	<b>98,575</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>983,787</b>	資本金	15,000
		資本剰余金	44,796
		利益剰余金	38,779
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	△2,119
		その他有価証券評価差額金	△3
		退職給付に係る調整累計額	△2,116
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>96,455</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>983,787</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
<b>営 業 収 益</b>		
包括信用購入あっせん収益	17,519	
個別信用購入あっせん収益	11,791	
信用保証収益	16,037	
融資収益	10,628	
金融収益	1,743	
(受取利息)	(9)	
(その他)	(1,733)	
その他の営業収益	10,509	68,231
<b>営 業 費 用</b>		
販売費及び一般管理費	60,109	
金融費用	2,466	
(支払利息)	(1,896)	
(その他)	(569)	62,576
<b>営 業 利 益</b>		<b>5,654</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
投資有価証券売却益	389	
雑収入	42	431
<b>営 業 外 費 用</b>		
減損損失	19	
雑損	62	82
<b>経 常 利 益</b>		<b>6,003</b>
<b>特 別 利 益</b>		
事業譲渡益	700	700
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>6,703</b>
法人税、住民税及び事業税	914	
法人税等調整額	484	1,398
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>5,304</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		—
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>5,304</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	15,000	54,916	33,474	△0	103,390
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			5,304		5,304
自己株式の取得				△10,120	△10,120
自己株式の消却		△10,120		10,120	—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△10,120	5,304	△0	△4,815
当 期 末 残 高	15,000	44,796	38,779	△0	98,575

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	81	△770	△688	102,702
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属 する当期純利益				5,304
自己株式の取得				△10,120
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△84	△1,346	△1,431	△1,431
当期変動額合計	△84	△1,346	△1,431	△6,246
当 期 末 残 高	△3	△2,116	△2,119	96,455

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 アプラスフィナンシャル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 暮 和 敏 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白 田 英 生 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 邊 康 一 郎 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスフィナンシャル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>70,689</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>32,455</b>
現金及び預金	10,290	信用保証買掛金	28,233
営業貸付金	471	未払金	3,831
信用保証割賦売掛金	28,233	未払法人税等	135
関係会社短期貸付金	27,100	未払費用	18
その他	4,842	預り金	235
貸倒引当金	△249	その他	0
<b>固 定 資 産</b>	<b>66,080</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>20,040</b>
投資その他の資産	66,080	社 債	20,000
関係会社株式	66,075	その他	40
その他	5	<b>負 債 合 計</b>	<b>52,495</b>
<b>繰 延 資 産</b>	<b>55</b>	純 資 産 の 部	
社債発行費	55	<b>株 主 資 本</b>	<b>84,329</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>136,825</b>	資 本 金	15,000
		資 本 剩 余 金	44,815
		資 本 準 備 金	3,750
		その他資本剰余金	41,065
		利 益 剩 余 金	24,514
		その他利益剰余金	24,514
		繰越利益剰余金	24,514
		自 己 株 式	△0
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>84,329</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>136,825</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日  
至 平成28年 3月 31日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
<b>営 業 収 益</b>		
信 用 保 証 収 益	405	
融 資 収 益	28	
金 融 収 益	3,559	
(受 取 配 当 金)	(3,559)	
(そ の 他)	(0)	
そ の 他 の 営 業 収 益	319	4,313
<b>営 業 費 用</b>		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	531	
金 融 費 用	115	
(支 払 利 息)	(94)	
(そ の 他)	(20)	647
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,665</b>
<b>経 常 利 益</b>		<b>3,665</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>3,665</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>3,660</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日  
至 平成28年 3月31日)

	株 主 資 本							純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	百万円 15,000	百万円 3,750	百万円 51,185	百万円 54,935	百万円 20,854	百万円 △0	百万円 90,789	百万円 90,789
当期変動額								
当期純利益					3,660		3,660	3,660
自己株式の取得						△10,120	△10,120	△10,120
自己株式の消却			△10,120	△10,120		10,120	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								—
当期変動額合計	—	—	△10,120	△10,120	3,660	△0	△6,459	△6,459
当期末残高	15,000	3,750	41,065	44,815	24,514	△0	84,329	84,329

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 アプラスフィナンシャル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小暮和敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白田英生 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡邊康一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプラスフィナンシャルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社アプラスフィナンシャル 監査役会

常勤監査役 長谷川 聡一郎 (印)

常勤監査役 竹内 晃 (印)

監査役 中村 純也 (印)

(注) 常勤監査役長谷川聡一郎、常勤監査役竹内晃、監査役中村純也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上